

I 現状

○熊本市天明商工会地区の立地

熊本市は中央区、北区、東区、西区、南区の5つの区に分かれており、当会が属する南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地がある。自然豊かな地域であり、区域の半分以上を農地が占める一方で、半導体生産工場や流通団地などがあり、熊本市の製造業、運輸業の中核を支える地域である。

当会が対象とする天明地区は、熊本市中心部の南西約8kmに位置し、面積は19.28km²。西部は有明海に面し、南部は緑川を挟んで宇土市に接している。世帯数3,297世帯、人口7,931人（令和3年（2021年）6月1日現在）で、人口は1955年の12,528人をピークに減少傾向にあり、高齢化も進んでいる。

交通インフラとしては、JR九州の川尻駅が車で約15分、高速道路の御船ICまで車で約25分であり、バスが地域内を網羅している。

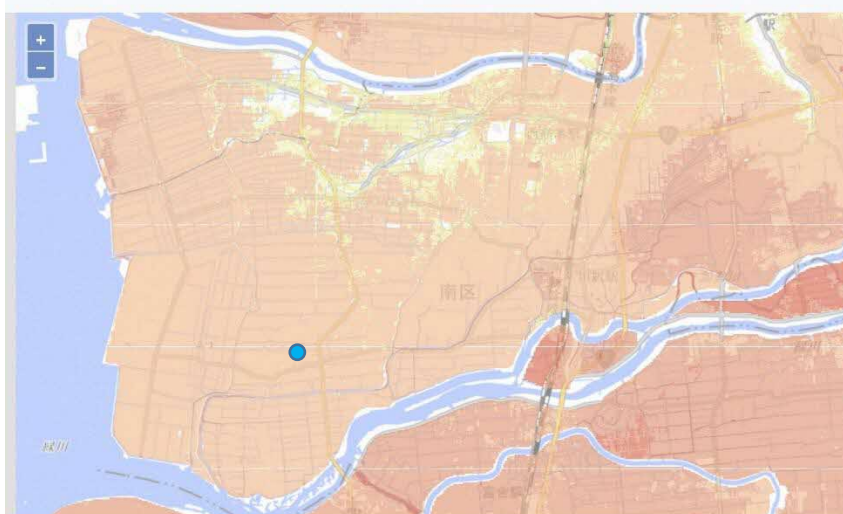


1. 地域の災害リスク

○洪水（ハザードマップ）

当会地域は、緑川と天明新川の二つの河川水位に注意が必要となる。天明地域は平坦な地域であるため、全域が0.5m～3.0m未満の氾濫区域となっており、一度洪水をおこすと被害が急拡大する恐れがある。

熊本市ハザードマップ 表示選択 凡例 印刷



● 熊本市天明商工会

国道3号線や国道501号線等の浸水により交通網が乱れることが懸念される。

浸水を想定した避難路や避難所を事前に確認し、備える必要がある。

5.0m以上10.0m未満
3.0m以上5.0m未満
0.5m以上3.0m未満
0.5m未満

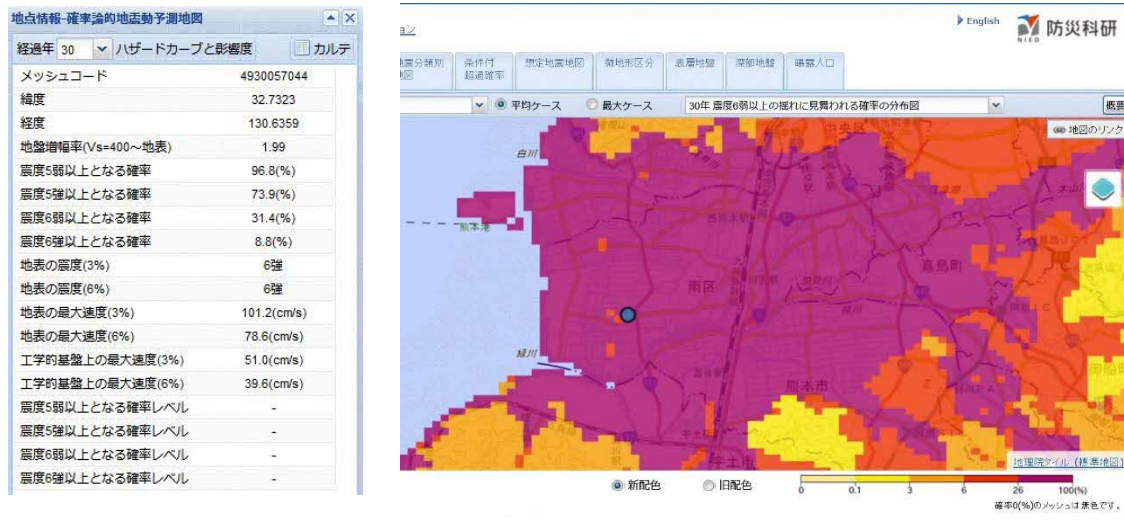
○土砂災害（ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、当会地域において危険箇所は見当たらない。

○地震（J - SHIS）

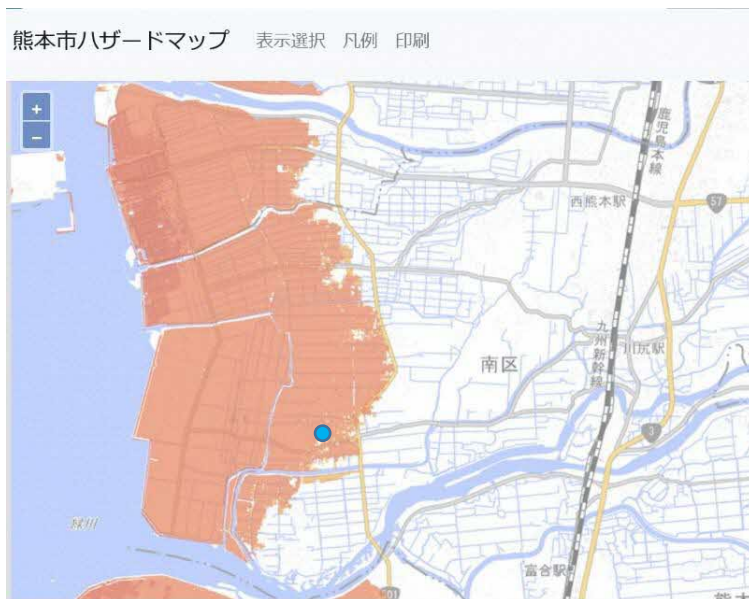
布田川断層帯宇土区間の南西部に位置しており、今後30年以内に震度6弱以上の地震発生確率が31.4%（J-SHIS地図参照）と予想されている。また、天明地域は海沿いのため、当該地震による津波被害も予想されている。

（●＝熊本市天明商工会）



○津波（ハザードマップ）

当会の西部は有明海に面しており、沿岸部で0.5m以上3.0m未満の浸水が予想されており、当会にも被害が及ぶ可能性があると考えられている。津波は一度だけでなく複数回にわたり襲来するケースがあるため、いったん波が引いても津波警報・注意報が解除されるまでは避難を継続しなければならない。



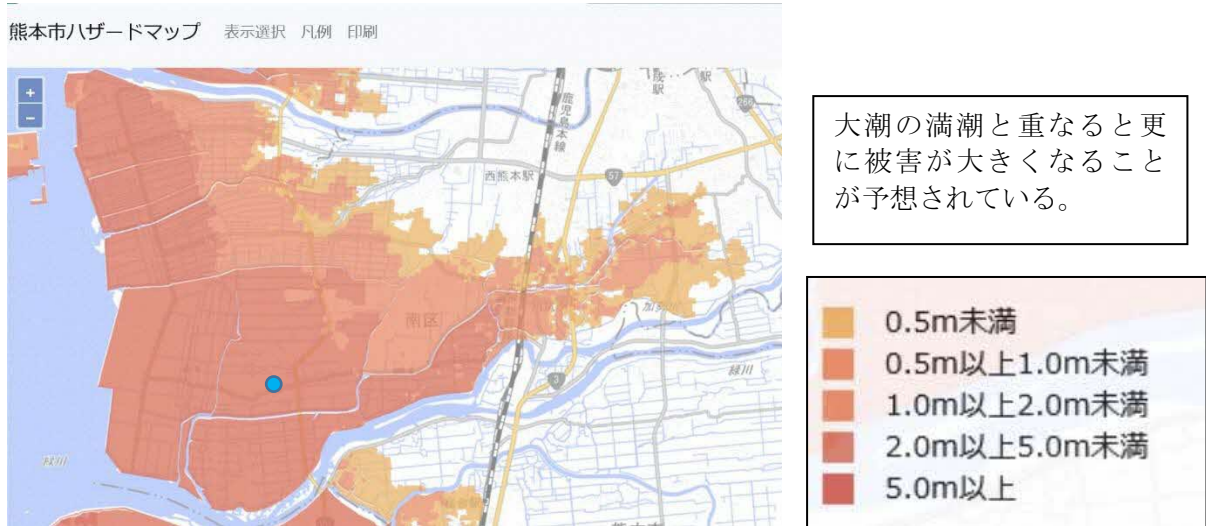
「津波警報」等を見聞きしたら、いち早く海岸から離れ、可能な限り高い場所に避難する。津波は想像を超える速さ、あるいは想像を超える場所からやってくるという認識を持っておく。



● 熊本市天明商工会

○高潮

当会地区は広い範囲で2.0m以上5.0m未満の浸水が予想されている。高潮の被害は台風の規模や通過するコースに大きく影響され、過去に有明海沿岸の各所で堤防が決壊したことがある。高潮は、家屋、ライフライン、交通、産業などさまざまな被害が発生することが懸念されており、復旧に時間を要す場合が多い。



● 熊本市天明商工会

○台風災害

例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害が想定される。近年は、台風の発生回数や上陸回数が増加傾向であるほか、ピークを過ぎた10月に上陸することもある。

○感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように新型の感染症については、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

2. 商工業者の状況 (いずれも令和3年(2021年)4月1日現在)

- ・ 商工業者数 263者
- ・ 小規模事業者数 247者

【内訳】

業種	商工業者	小規模事業者	会員数	備考(立地状況等)
建設	84	82	38	地区内に広く分散
製造	20	18	15	地区内に広く分散
電気ガス事業	0	0	0	
運輸通信	10	7	4	沿岸部に多く点在
卸・小売飲食	65	58	36	地区内に広く分散
金融保険	3	2	2	中心市街地寄りに多い
不動産	1	1	0	中心部に1件のみ
サービス	71	70	36	地区内に広く分散
農業	9	9	7	地区内に広く分散
計	263	247	138	組織率55.9%(会員数/小規模事業者)

3. これまでの取組

(1) 熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ作成 (平成23年 (2011年) 3月作成)
- ・防災訓練の実施 (平成29年 (2017年) 4月から毎年4月に実施)
- ・地域防災計画の業務継続計画策定 (平成30年 (2018年) 5月改定)
- ・統合型ハザードマップ作成 (令和 2年 (2020年) 4月作成)
- ・防災備品の備蓄 (備蓄食料22万食、1日分)

(2) 熊本市天明商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・巡回訪問時に小規模事業者への関係資料の配布や周知
- ・BCP策定の必要性や施策活用に関する情報発信
- ・防災備品の備蓄
- ・損害保険への加入促進
- ・熊本市天明商工会事業継続計画の策定 (令和3年 (2021年) 1月作成)

II. 課題

(1) 事業者BCP (又は事業継続力強化計画) 策定の課題

地区内の小規模事業者においては、事業者BCP (もしくは事業継続力強化計画) 策定の必要性に関する認識がまだ低い現状が見られるため、事業者BCPの必要性を周知する必要がある。また、国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドライン等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高すぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、小規模事業者向けのBCP策定ツールが早急に必要である。

(2) 当会のBCP策定の課題

商工会BCPを作成しており、緊急時の取組について対応をまとめている。ただし感染症対策について盛り込めていない。

(3) 支援人材 (経営指導員等) の課題

現状では、協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった経営指導員等が不足しており、更には、保険・共済に対する助言を行えるスキルが不十分であるなど、課題が浮き彫りになっている。

専門知識を持つ専門家や損害保険会社等との連携も十分とはいえないため、支援人材 (経営指導員等) の支援力向上及び組織内でのノウハウの共有化、専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

(4) 感染症対策の課題

事業者BCPそのものの策定が少なく、感染症対策をBCPに落とし込んでいる事業者はほとんどないと思われる。よって、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、事業所リスクファイナンス対策として保険加入の必要性について周知することなどが必要である。

Ⅲ. 目標

1. 定性目標

上記のような現状・課題を踏まえ、小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、自然災害等への事前対策の必要性について周知を行う。

また、早急な復旧を支援するため、当会と当市が連携しながら小規模事業者の防災・減災対策について支援を強化することを目的に、小規模事業者が事業継続するための経営力向上を進め、小規模事業者への防災・経営支援を伴走しサポートしていく。

そのような中、今後の大規模災害等が発生した場合を見据えた事業のあり方を踏まえ、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とする目標として以下のような取組を強化し、実行していく。

(1) BCP策定の必要性の周知強化

当会及び当市により、地区内小規模事業者に対し広報紙やメルマガ等による普及・啓発を行い、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2) 事業継続力強化計画セミナーの開催

地区内小規模事業者を対象とした、事業継続力強化計画策定に関するセミナーを年1回実施する。開催通知は、対象者へ郵送等で情報発信する。

(3) 策定後フォローアップの実施

事業者が策定した事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の取組状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップの実施支援を行う。

(4) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時や非常時における情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告共有ルートを構築する。

(5) 新型コロナウイルス感染症等発生における連携体制の構築

「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と各段階に応じて速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

2. 定量目標

(1) 熊本市天明商工会

熊本市天明商工会の定量目標	R4	R5	R6	R7	R8	合計
① 郵送やSNSによる周知	1回	1回	1回	1回	1回	5回
② 事業者BCP策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回	5回
③ 事業者BCP策定件数	1件	1件	1件	1件	1件	5件
④ 策定後翌年フォローアップ	-	1件	1件	1件	1件	4件
⑤ 職員向けBCP策定支援研修参加	1回	1回	1回	1回	1回	5回

- ・ BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。
- ・ 策定後フォローアップは翌年度に1回／者を目標とする。
- ・ 5年間で5社が策定すれば、管内小規模事業者247者の策定割合が2.0%増加となる。

(2) 熊本市

熊本市の定量目標	目的	目標	
① 普及・啓発	国など関係機関が実施するセミナーや支援策等の情報を広く周知する	メルマガ配信	年複数回
② 計画策定支援	事業継続力強化計画策定の支援を行う	セミナー開催	年1回

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画を基に役割分担、体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

地区内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、BCP策定セミナー等を実施する。なお、年度事業計画に計画策定支援件数の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

①広報等による啓発活動

市広報や当会からの会報、ホームページ、SNS等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

②ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて地区内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、有事の備えなど防災への意識を高める。また、国や関係機関が運営する「防災ポータルサイト」のQRコード等を各事業所に対して周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う損失、事業主・従業員等のケガ、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこで、リスク管理状況を確認するためのヒアリングを巡回や窓口相談時に実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

④事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

【BCP策定セミナー(小規模事業者向け)】

- ・自社のリスク診断のほか、専門家講師により、マニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

【個別支援(小規模事業者向け)】

- ・セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための対策を提案する。

⑤感染症対策に関する支援

- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
(<https://corona.go.jp/prevention>)
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴ機器やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・近年、大規模自然災害が多発しているため、令和3年（2021年）1月に当会における事業継続計画作成。（別添）今後5年サイクルで計画更新する。

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。
- ・事業継続の取組に関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認。
- ・当会と当市で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。（ＳＮＳ等を利用、大まかな状況を把握する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊本市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・当市又は当会職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当市又は当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を規定する。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週目	1日に1回共有する
2週目～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	週に1回共有する

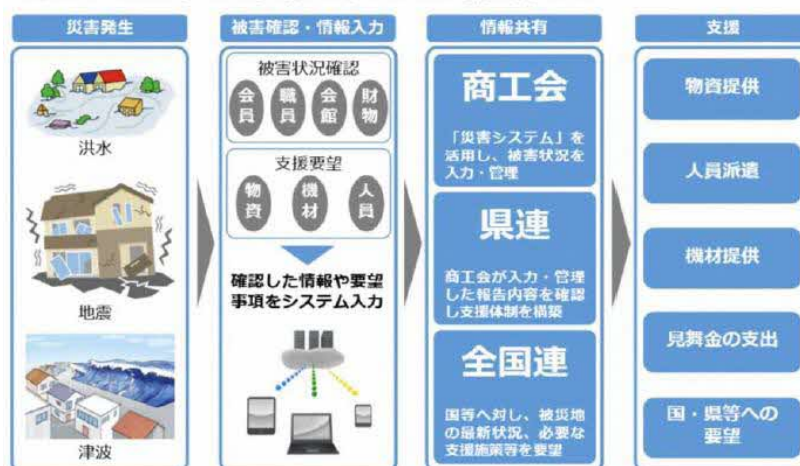
- ・感染症流行の場合、当市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

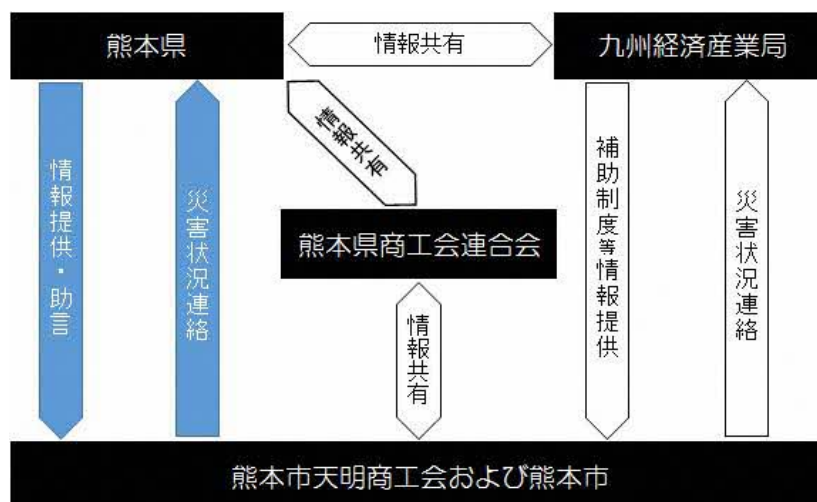
- ・自然災害等発災時に、地区内小規模事業者の被害情報の報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針第2版」に基づき、事業復旧に必要な費用（直接被害）を見積もることとする。
- ・当会は原則、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」に会員事業者、商工会館の被害状況を入力し、被害状況を把握する。被害状況は当市と共有する。

本システムの全体イメージ

商工会職員が確認した被災状況を携帯端末等でその場で入力し、速やかに商工会組織全体で共有することにより、迅速な支援につなげることが可能となります。



- ・ 当会と当市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会あてメール又はFAX等にて当会又は当市より報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者へ周知を図る。（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。ツールとして、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請や要望がある場合は、当会、当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・ 熊本市天明商工会「公式LINE」を活用して情報発信を行う。
（右QRコード）

熊本市天明商工会
公式 LINE アカウント

<https://lin.ee/XwbK280>

各種情報を発信中



< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県や熊本県商工会連合会等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会、当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

熊本県 商工会連合会 法定経営指導員	連携	熊本市 天明商工会 経営指導員	連携 連絡調整	熊本市 経済政策課	連携 確認	熊本市 危機管理防災部
--------------------------	----	-----------------------	------------	--------------	----------	----------------

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名		連絡先
中島 省吾	（熊本市天明商工会）	後述(3)①参照
江口 博隆	（熊本県商工会連合会）	後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

熊本市天明商工会
〒861-4125 熊本県熊本市南区奥古閑町 1906-1
Tel 096-223-2022 Fax 096-223-0205 E-mail tenmei@vesta.ocn.ne.jp

熊本県商工会連合会 特任支援課
〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町 3 番 13 号 熊本県商工会館 7 階
Tel 096-325-5161 Fax 096-325-7640 E-mail info@kumashoko.or.jp

②関係市町村

熊本市 経済観光局 産業部 経済政策課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
Tel : 096-328-2950 Fax : 096-324-7004 E-mail : keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 (単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
熊本県補助金、熊本市補助金、ほか自己財源(会費収入、事業収入等)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等